第三十三 号 の 五 様 式 用 紙 日 本 I 業 規 格 Α 4)(第 + 六 条 関 係

第33号の5様式記載要領

- 1 この申告書は、原動機付自転車又は小型特殊自動車1台ごとに作成すること。
- 2 「申告の理由」及び「種別」の各欄には、該当箇所の□(チェック欄)に ✓ を記入すること。
- 3 「納税(申告・報告)義務者」の欄には、所有者と使用者が同じである場合は、所有者欄のみを記入すること。
- 4 「届出者」の欄には、申告に来た者が納税義務者以外の者である場合に記入すること。
- 5 「所有形態」の欄については、該当項目を〇で囲むこと。 また、「5. その他」に該当する場合には、()内にその詳細を記入すること。
- 6 「主たる定置場」の欄には、申告の際の主たる定置場が所有者の住所又は所在地と同じである場合については 1 を〇で囲み、それ以外の場合については 2 の欄にその住所又は所在地を具体的に記入すること。
 - また、変更の申告の場合については、()内に旧主たる定置場所在の市町村名を記入すること。
- 7 「販売・譲渡証明書」の欄には、申告に係る原動機付自転車又は小型特殊自動車を販売又は譲渡をした者が、その者の住所又は所在地、 氏名又は名称並びに電話番号を記入すること。なお、証明の年月日については、その販売又は譲渡が行われた日を記入すること。また個 人の古物商が販売した場合は、古物商許可証番号の記入をすること。(古物商許可証の写しを添付することで省略可。)
- 8 「小型特殊自動車車両事項」の欄には、小型特殊自動車の登録をする場合に記入すること。
- 9 「標識変更記載事項」の欄には、標識番号を変更する場合に記入すること。

注意事項

- 1 豊田市に住民登録の無い方が登録するときは、住所確認できるもの(住民票又は免許証)が必要です。
- 2 小型特殊自動車の規格(道路運送車両法施行規則第二条に定める別表第一)

	長さ (m)	幅 (m)	高さ (m)	最高速度 (k m/h)	総排気量 (リットル)
産業・建設用車両	4.70 以下	1.70 以下	2.80 以下	15 以下	制限なし
農耕作業用車両	制限なし	制限なし	制限なし	35 未満	制限なし

※上記の基準を、ひとつでも超えていれば小型特殊自動車ではありません。